

令和2年第2回太良町議会（臨時会第1回）会議録（第1日）						
招集年月日	令和2年4月20日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和2年4月20日	9時28分	議長	坂口久信	
	閉会	令和2年4月20日	10時45分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	5番	待永るい子	6番	竹下泰信	7番	田川浩
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今田徹		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸	町民福祉課長	津岡徳康		
	副町長	每原哲也	健康増進課長	野田初美		
	教育長	松尾雅晴	農林水産課長	川島安人		
	総務課長	田中照海	税務課長	安西勉		
	財政課長	西村正史	建設課長	田崎一朗		
	企画商工課長	西村芳幸	学校教育課長	中川博文		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年4月20日（月）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案一括上程
町長提案 議案第27号～議案第32号
町長の提案理由の説明
- 日程第4 議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第30号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第31号 財産の取得について
- 日程第9 議案第32号 令和2年度太良町一般会計補正予算（第2号）について

午前9時28分 開会

○議長（坂口久信君）

それでは、皆さんおはようございます。

令和2年第2回太良町議会（臨時会第1回）の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用中、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから令和2年第2回太良町議会（臨時会第1回）を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として5番待永さん、6番竹下君、7番田川君、以上3君を指名をいたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期につきましては、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案の上程。町長提案の議案第27号から議案第32号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。

令和2年第2回太良町議会臨時会第1回を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

議案第27号から議案第30号までの4議案は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

まず、議案第27号は、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、太良町税条例の一部を改正するものであります。

今回の主な改正は、個人住民税関係、固定資産税関係、町たばこ税関係及び法改正に伴う条文等整備であります。

個人住民税関係について具体的に申し上げますと、1点目は、未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡婦控除の見直しであります。全てのひとり親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消するために、婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子を有する単身者について、同一のひとり親控除を適用する改正であります。

2点目は、給与所得者、公的年金受給者等の扶養申告書について、法改正に合わせ整備する改正であります。

次に、固定資産税関係について具体的に申し上げますと、1点目は、登記簿上の所有者が死亡し、調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合は事前に使用者に通知をした上で、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができることとなります。

2点目は、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者に対し、条例の定めるところにより氏名、住所等必要な事項を申告させることができることとなります。

次に、町たばこ税関係につきましては、国のたばこ税の課税方式の見直しに合わせ、1グラム未満の葉巻たばこの課税方式の変更を行うものであります。

以上のほか、改元対応や地方税法等の改正に合わせて条文の整理及び附則による経過措置など、所要の改正を行っております。

次に、議案第28号は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、太良町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るものであります。

具体的には、1点目は国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の61万円を63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額の16万円を17万円に、2点目は国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得について、5割軽減算定基準額の28万円を28万5,000円に、2割軽減算定基準額の51万円を52万円に引き上げるものであります。

次に、議案第29号は、平成31年度一般会計補正予算（第7号）であります。

4ページをごらんください。

第2表の繰越明許費補正につきましては、多良小学校外構整備事業について、全国的な災害の発生により資材の製作に不測の日数を要し、年度内の事業完了が見込めなくなったことによるものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをごらんください。

子ども・子育て支援臨時交付金1,186万7,000円の減額は、額の確定によるもので、地方負担額の算定誤りに起因するものであります。

民生費国庫補助金及び民生費県補助金につきましては、それぞれ国の新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策に伴う財源措置となっております。

次のページをごらんください。

ふるさと応援寄附金601万1,000円は、平成31年度のふるさと応援寄附金の額の確定に伴う増額補正であります。なお、本寄附金は、歳出において同額を基金積立金として計上しております。

財政調整基金繰入金1,103万5,000円は、今回の補正に係る財源調整によるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページをごらんください。

児童福祉総務費の放課後児童健全育成事業指導員賃金30万円は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策として行われた学校休業により、放課後児童クラブの利用が増加したことに伴う指導員賃金の増であります。

また、このほか、歳入の補正に伴う財源の組み替え措置を行っております。

今回の専決では、歳入歳出それぞれ631万1,000円を追加し、補正後の予算総額を72億3,874万8,000円といたしております。

次に、議案第30号は、令和2年度太良町一般会計補正予算（第1号）であります。

7ページをごらんください。

企画財政管理費の多良駅清掃業務委託料63万8,000円は、本年4月1日から多良駅が無人化されたことに伴い、その清掃業務を油津区へ委託するものであります。なお、財源は、九州旅客鉄道株式会社からの受託事業収入として、同額を歳入予算として計上いたしております。

今回の専決については、4月1日から施行する必要があったため専決処分したもので、歳入歳出それぞれ63万8,000円を追加し、補正後の予算総額を77億3,263万8,000円といたしております。

以上、4議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第31号は、財産の取得についてであります。

本案は、本年10月1日から試験運行を予定しているコミュニティーバスの運行に伴い、必要となる車両2台を購入するものであります。

4月1日に実施いたしました指名競争入札の結果、1,002万3,824円で鹿島市大字森字貝ノ橋1055番地、佐賀トヨペット株式会社鹿島店店長江口朝男が落札したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めらるものであります。

次に、議案第32号は、令和2年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ5,120万円を追加し、補正後の予算総額を77億8,383万8,000円とするものであります。

それでは、歳出から御説明いたします。

補正予算書の7ページをごらんください。

商工業振興費の消耗品費13万2,000円から観光費の旅館応援キャンペーン業務委託料4,011万9,000円までの補正は、全て新型コロナウイルスの影響に対する太良町独自の緊急経済対策として実施するための経費として計上しているものであります。

内容についてであります。飲食店応援キャンペーンでは町民1人につき500円券を2枚、1,000円分です。配布し、町内の飲食店で使用していただくことにより、飲食店の経済的な支援を見込むものであります。

また、旅館応援キャンペーンでは、宿泊プランと昼食プランの2プランを設定し、宿泊プランでは中学生以上に1人8,000円、3歳から小学生までは1人5,000円の助成を、昼食プランでは3歳以上に1人3,000円の助成を計画しております。

昨今の状況は、新型コロナウイルス感染症の発生、拡大により、外出を控える動きが全国的に広まり、宿泊等のキャンセルが相次ぐなど、太良町においても飲食店、旅館等に深刻な影響を及ぼしている状況にあります。このため、本町では、国、県からの支援に先立ち、町民皆様の協力のもと、町内における消費活動の活性化にスピード感を持って対応することが重要と考え、今回予算計上したものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページの基金繰入金につきましては、今回の緊急経済対策の財源としてふるさと応援寄附金基金の繰り入れを行うものであります。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案第27号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（久保繁幸君）

先ほどの説明の折に各種個人住民税、固定資産税、たばこ税というような御説明がありましたけど、住民税のことについてお尋ねいたしますが、寡婦、男性ひとり親、両方とも対象ということですが、これは子供さんを何人まで有される方が適用できるのか、その辺の御説明をお願いいたします。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

子供につきましては、個人所得が48万円以下のお子さんがいらっしゃる未婚のひとり親について適用されるものでありまして、子供の数等には関係ありませんので、子供が1人以上いらっしゃる方について扶養控除の適用となります。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

いや、今の説明では子供さんが48万円以下の所得ということの説明ですが、親御さんが48万円以下の所得でしょ。違いますか。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

扶養控除する場合は、親の所得から子供さんが1人おれば扶養控除で30万円控除することができますんですけど、扶養にとるためには子供さんの所得が48万円を超えたら扶養にとれませんので、子供さんの所得が48万円以下のひとり親の方が対象になります。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

いや、子供さんの所得がということは、そんだら子供さんが学校を卒業してもうお仕事をされてて、それが48万円以下ということであればこれの対象にできると。そしたら年齢制限はないということですね、これ。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

はい、年齢制限はありません。

以上です。

○10番（川下武則君）

現行は女性と男性の不公平感をなくすということですが、今まではどういうふうな不公平感があつたのか、それをお尋ねします。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

女性の寡婦につきましては、所得が500万円以上でありましても控除の対象となっておりました、子供さんがいらっしゃる場合ですね。男性の場合につきましては所得制限が500万円ということで、500万円以上あつたら対象にはなっておりませんでした。そこを今回の改正により、500万円の所得の上限を設けて同じ金額とし、住民税の控除額もあわせて30万円に統一されたところであります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第27号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第5 議案第28号

○議長（坂口久信君）

日程第5．議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

先ほどの町長の説明の中で、保険税負担の公平の確保と中低所得者層の保険税の負担の軽減ということの説明がありましたけれども、具体的な新旧対照表がありますけれども、2万円から5,000円ほど金額がふえてますけれども、具体的にどのようにこの増加したやつが影響するのかお尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

対象人員の増減に関しましては、基礎課税額の限度額の引き上げによる影響としまして、医療分では見直し前後でいずれも世帯数47戸で増減はございませんでした。介護分が17戸から13戸と4世帯減少しております。減額の対象となる所得基準の引き上げによる影響としましては、5割軽減で医療、後期高齢者支援分がともに6戸の増加、介護分で4戸の増加となっております。2割軽減につきましては、医療分、後期高齢者支援分がともに1戸の減少、介護分が2戸の減少となっております。

収支の増減につきまして御説明いたします。

令和2年4月1日現在の被保険者で、平成31年度の課税所得の状況により試算いたしました。その結果、影響額といたしましては、課税限度額の引き上げに伴うものが108万2,000円程度の増加となります。減額の対象となる所得基準の引き上げに伴うものが31万7,000円程度の減額となりまして、総額といたしましては76万5,000円程度の増額といった影響が出るようになっております。

町民の影響といたしましては、課税限度額が引き上がった分、高所得者は負担増になりますし、軽減所得の判定所得が引き下がった分、中低所得者は負担減になります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第6 議案第29号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第30号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第30号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（川下武則君）

この前からその多良駅の件であれですけど、この前、先週ちょっと見に行っただんですけど、非常にきれいな状態が保たれてるんですけど、今現在もう鹿島のほうから来られて、駅員さんたちが来て掃除をされてるんですかね。町のほうはまだ何も携わってないですよ、そこから辺の確認をしたいんですけど。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

この専決処分は、4月1日付でさせていただいております関係上、4月1日に既に油津区との契約を締結させていただいております。よって、油津区で毎日清掃をしていただいているところでございます。

以上です。

○3番（松崎 近君）

この清掃関係に関してですけれども、町がJRから受ける形の契約と、それで町が油津に委託するという契約になると思うんです。この場合に、事故はないことにこしたことはないんですけど、ある程度の損害保険を付保することが必要じゃないかと思うんですけど、その辺についてはどうなってるのでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

清掃中の事故等については当然想定ができますので、油津区のほうでこちらからの委託料の中で事故保険に加入していただいているところがございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

よかですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第30号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第8 議案第31号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第31号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

財産の取得につきましてはコミュニティーバスを、車両2台を購入するということでしたけれども、この車両2台については、説明の中で運転手の確保については大型二種の免許は必要ないというような説明があったんですけども、14人乗りとか聞いてましたけれども、この辺についてはどういう運転手の確保ができていいのかお尋ねしたいというふうに思います。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

運転手の確保ということでございますけど、こちらの業務委託を再耕庵タクシーさんと4月1日付で締結させていただいてるところでございます。その中で、再耕庵タクシーの方にお尋ねをしたところでございますが、3名の運転手については近々雇用ができるということで、8月には実際その3名の方の運転を含めた職員研修、そういったものも実施するというので、予定どおり3名の雇用には何の問題もないと考えております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

大型二種の免許は必要ということになるんですかね。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

申しわけございません。そこまで私は勉強しておりません。今後、勉強させていただきま

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○8番（江口孝二君）

10月から運転されて、来年の4月1日から始まりますけど、巡回バスは12ルート回るようになっております。2台で果たして賄い切れるのか、また今後あと1台、当初あと3台とかという話もあっておりましたけど、あと1台ふやす予定はあるのかお尋ねします。

○町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

当初は3台で回らないと、1台で回るときに40分も50分も1時間近くもかかれば、乗る人がこが不便かとわとなっても、乗ってもらわんといかんわけですから、短時間で回るためには3台ぐらい必要なとは思って、そういう計画をしておりました。しかし、今のルートを見て、再耕庵と話をする中で、まず2台で回ってみると、それで無理だったら、今議員が言われたように、もう一台どうしても必要となった場合は相談してもう一台購入をさせていただくというような場合もあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第31号 財産の取得について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第32号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第32号 令和2年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（所賀 廣君）

この応援キャンペーンですけど、飲食店応援キャンペーンの中で、ここに米印で基準日令和2年5月1日というふうに書いてありますが、この基準日5月1日というのはどういう意味でしょう。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

飲食店キャンペーンの基準日令和2年5月1日はということですが、これは町のほうで対象となる方に食事券を配布することになりますので、基準日を設ける必要がございます。そういったことで、配布を予定している5月中旬に対し、5月1日が一番適当ではないかということで、5月1日を設定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○9番（所賀 廣君）

5月1日、間もなくですが、これは町内飲食店さんの手挙げ方式によるということでの一つの募集だと思いますが、この募集開始、当然募集の期限、リミットもあるかと思いますが、その辺は具体的にどのような日程で行われる予定ですか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

きょうの議会で議決をいただければ、早速商工会と業務委託契約を締結させていただきたいと考えております。早急に加盟店の募集をかけていただきたいと思いますと思っておりますが、予定では4月22日または23日に町内全飲食店に加盟店募集の案内を出していただく予定です。その応募期間としましては、5月1日の予定で現在事務を進めているところでございます。

以上でございます。

○9番（所賀 廣君）

商工会でということですが、これは前回の説明の折に商工会会員様に限るというふうなことだったろうと思いますが、商工会の会員でない方で飲食店をされている方もいらっしゃいます。その方のクレームじゃないでしょうけど、おいどんは商工会に入っとらんけん、そがんと対象にならんとやという、一つのクレーム、ブーイングとまではいかんでしょうけど、その辺があるかもしれないと思うわけです。その辺は、もしあった場合にはどういうふうに。あなた方は会員ではないからということでは理由はつくでしょうけど、出てくる可能性もあろうかと思いますが。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

この前の全員協議会の中で私が説明したところで少し誤解があつてるかと思いますが、商工会の会員様に限らず町内の飲食店全ての方に声をかけていただいて、公平公正に募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

今回、政府といたしましても、緊急事態宣言が発令されておまして、日本全体で自粛モードというか余り人が集まらないようにしましよとか、そういう中でのこういう補正が組まれておりますけれども、国の方針とか県の方針とか、それに伴った、これを計画されたのは多分緊急事態宣言発令の前のことだと思いますけれども、今若干環境が変わってきてると思いますけれども、その中での方針としては変わりはないのでしょうか。その辺のところをお聞きしたいと思いますが。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

まず、このキャンペーンを考えたのは、3月下旬に旅館組合さんから経営が物すごく逼迫してるということで要望をいただきました。それ以前に上司と複数回協議をいたして、どういった方法で救うことができるのかということも協議を重ねて、今回のキャンペーンを実施することに至りました。まずはこのキャンペーンをとにかく実施したいという思いがありますが、皆様御存じのとおり、佐賀県に対しても緊急事態宣言が発令され、早期の実施が困難な状況になっております。今現在では、その解除後に早急にキャンペーンに取りかかりたいと思っておりますけど、当然このキャンペーンだけでは十分な支援とは我々も考えておりませんので、また今後上司と協議して第二弾、第三弾、そういったことで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

この間若干内容をお聞きしましたけれども、町民さんがこぞって参加するような内容には、

この間言ったように、ランチ代のもともとの設計がどうかとかいろいろそういうところがありますので、回を重ねるごとにその辺を直していただきながら、同じ人が何回も来るというか皆さんが来て、町を挙げてそういうふうな経済を助けていこうという気持ちになれるような内容に少しずつ変えていっていただきたいなと思いますけど、その辺のところはどうでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

御提案ありがとうございます。当然私たちも今実施しているキャンペーンが100%ではないと十分に認識しております。待永議員からも御提案があったように、町民の皆様の御意見も聞きながら、今後町民皆様のためになるような事業、プランとしていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

それともう一つは、商工業の方、受ける方というお客様をお迎えする方に、一段と町民の皆さんが安心して絶対間違いないというふうな思いで行けるように御指導を一段と、それなりにしてあるとは思いますが、なかなか発信をされてないので、どれくらいなのか、何時間置きに消毒をされているのかとか、その辺が町民さんにはわかりづらいので、そのところをもう一歩進んで開示していただければ安心して食べに行けるんじゃないかなと思いますので、その辺についてはいかがでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

当然、一番こちらのほうも危惧するのが旅館等での感染発生でございますので、そちらにつきましては今岐阜県のほうで宿泊施設を対象にした感染症予防の対策マニュアル、そういったものもございますので、そういったものを太良町版で準備をして、旅館の皆様にも徹底していただいて、またこちらのほうを町としましても、一般の町民また町外の方も含めて町の感染症対策に関する情報を開示していければと考えております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

まず、飲食店応援キャンペーンのほうから聞きますけれど、これは対象者が町内在住の方ということですが、在住の方に簡易書留により食事券を1人当たり2枚、500円のを2枚送るとのことですが、これは住民台帳を参照されて、世帯主に対してその人数分を送られるのか、それはどうなんですか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

議員がお見込みのとおりでございます。対象者分を全世帯の世帯主様に送付を予定しております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

それと、先ほども話がありましたけど、現在緊急事態宣言のほうが発令をされておりますけれど、これが大体5月6日までですね、今。ただ、これがまた、その間は実は、報道でもう皆さん御存じだと思いますけれど、今武雄市さんですとか嬉野さんですとかがやっておりますこういった支援事業もその間、緊急事態宣言が発令されてる間はやらないということでございます。

それで、これはとりあえず旅館応援キャンペーンの宿泊とあれのほうなんですけれど、これは4月24日から予定ということになってますけど、既に5月6日の前ですので、それとまたそれから宣言が継続される可能性もあると思います。こうした場合に、この2つのキャンペーンなんですけれど、始まりをどうされていくのか、これはどうですか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

緊急事態宣言が5月6日以降にまた延長された場合はということでございますけど、当然こちらのほうの事業のスタートも宣言の期間に合わせたところでのスタートとなることと考えております。緊急事態宣言の中には不要不急の外出を控えてほしい、強制力はございませんけどそういった要請がございますので、その要請に基づいてこちらキャンペーンを始めなければならぬのかなと考えております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

そうしますと、2つのキャンペーンも期限が7月31日とか8月31日とか切っておりますけれど、これからの考え方なんですけれど、このキャンペーンをまず、多分始まりがちょっとずれ込んでいくと思いますけれど、このキャンペーンはこのキャンペーンとしてまずそれをやって、いつが始まりになるかわからんけどやって、次、期限が切れたらまた次のキャンペーンに移っていくつもりなのか、全体的にずらしていく予定なのか、これはどうなんでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

期限が、旅館応援キャンペーンについては7月31日までと今のところはしておりますが、おっしゃるように、緊急事態宣言が延長され、スタートが遅くなることも想定されます。今のこちらの考えといたしましては、7月31日現在で、この予算が残ってる場合は当然延長をして、この予算全てを使っていきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

まずは確認いたしますが、まずは事業開始を、この前全協で説明されたように4月24日か

ら始められるという予定ですかね。今現在、町内の旅館組合のほとんどが休業しております。その辺で24日から、連休前からということになりますが、これがまずは24日から始められる状態になるのか、その辺をまずお伺いいたします。

○企画商工課長（西村芳幸君）

事業のスタート日についてはでございますけど、今現在本県にも緊急事態宣言が発令されておりますので、そういった中でこの事業をスタートするというのは、国に対しても県に対してもなかなか厳しいところがあるのかなと考えておりますので、今の段階では緊急事態宣言が解ける予定の5月7日からのスタートを考えているところでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

そのほうがよろしいかと思えます。今、4月16日から5月6日まで緊急事態宣言が出されておりますので、私どものところもほとんどキャンセルばかりです。しかし、キャンセルであっても機械等々は動かしておかないと、あっちが漏れ、こっちが漏れしてはどうしようもないし、お客様を受け入れる態勢になってもですね。だから、その辺の開始時期、ぴしゃっと決めとっていただければ、皆さんその段取りもできますし、その辺は決めていただきたいということと、その辺で一つ、この予算内で4,500泊の予定ですよ、全数を調べますと。それで、うちの人口8,600ありなし、その辺で1人のお客様が何回でも使われてもいいのか、その辺のところはどういうふうに考えられておるのかお尋ねいたします。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

このキャンペーンのスタート日については、先ほど申し上げましたとおり、5月7日ということで今現在考えておりますので、そのことについては旅館組合さんの会員さんにはしっかり周知をしたいと考えております。

それと、1人の方の複数回の利用につきましても、こちらとしましては旅館さんの支援ということですので、回数に制限を設けず、複数回利用していただいても構わないというスタンスでいます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

仮に期間中に、あってはならないことなんですが、町内に今のコロナが発生という事態になった場合はどのような対処をされるのかお尋ねいたします。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

このキャンペーン中に町内で感染症の方が発生した場合の取り扱いということですが、当然キャンペーンは一時中止をさせていただきます。そうなった場合については、先ほども

申し上げてますとおり、7月31日までに予算が消化できていない場合は当然延長していくというスタンスでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○1番（山口一生君）

このキャンペーンをされるというのは非常に前向きな取り組みで私はいいなと思うんですけれども、このキャンペーンを打つ前に、今私のほうにも非常に多くの問い合わせがあるのが、町のほうでどういった対策をされているかというのが、決定事項というか、どの施設がクローズしてるかという情報は見れても、どういう協議をしてどういった内容を話し合われているかというのが非常に見えてこない。特に不安を感じてるのが小さな子供、小学生とかの子供を持つお母さん方です。何で不安を感じるかというと、自分の体と健康のこと、家族の、子供の健康のこと、学校のこと、親の健康のこと、おばあちゃん、おじいちゃんの健康のことという、あと仕事をしてるんです。なんで、自分以外のいろんな要素に対する情報を最も欲しがってるのが今子育てをされてるお母さん方というのが言えます。もう一つ、非常に不安を感じてるのが、基礎疾患を持ってる高齢者の方が、コロナウイルスの感染者が太良町内に発生をしたときに、例えば軽症の場合であればどこか隔離するような場所を太良町が設けてるのかどうかというような問い合わせも結構もらっています。

ずっとこの1カ月、2カ月、協議をされて、いろんなことを話し合われてるというのを私は知ってるんですけれども、なかなかそれが表に出てこない状態で、例えばそのキャンペーンを打ってしまうと、皆さんもう自粛をして外出もせずに我慢をしてる時期に、何で町内に泊まりにいかないといけないのかというような反発を招くおそれがあると思います。なので、このキャンペーンを5月7日からスタートする前に何らかのそういったこれまでの対策とか、町長からの町民に対してのメッセージとか、そういったものを発信しておく準備がなければ、必ず、言い方がおかしいですけど、炎上するというか反発を食うというふうに考えてはいるので、そのあたりの情報の発信の仕方について、今どういったことを、このキャンペーンを打つ前にどういったことをやるかというのを考えられてるかというのをもう一度教えていただきたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

まず、コロナ関係が発生してからはいろいろな課長会を初め、そして県が対策本部をつくったもんですから、うちもつくっております。もう既に11回ほど打ち合わせをしております。それにつきましてはホームページ等で発信をしながら、そしてまた必要に応じては、防災無線それからまた班回覧それで個人宛の通知、いろいろな文書を出しております。

それで、そういったいろいろ計画したのを全て出すというのは、例えばこういう予算的なものをするのは担当者、例えば旅館組合から見えたときは、その方たちとはいろいろな協議を行っております、要望も聞きながら。しかし、それを発信するとなれば議会の議決をもら

わないと、我々執行部は予算を、幾ら要望があっても、できない場合があるわけです。ですから、そこら辺はまず住み分けをして、予算的なものが伴うものについては議会の議決が必要でございますので、そこは議会を経た後に一応発信を出す。早く出せば、皆様方から議会軽視じゃなかかと、こういうお叱りを受けます。ですから、そういったものは議会議決後、しかしそういったもろもろのこういう注意をしてくださいとか、そういったものについてはそれは当然出していかないかんし、今言ったような方法で皆様方には情報発信しているつもりです。

それで、不明で何か不安だったら担当課のほうに、例えば健康増進課のほうでコロナについては対応するというような窓口を設定しておりますので、そこに問い合わせしてもらおうと。また、学校関係とか保育園関係も福祉関係とかでやったりします。そして学校関係は学校教育課でしておりますし、学校についてはあとだって話があるかと思えますけれども、保護者にいろいろなメールとか何かを一斉メールを、すぐ出されるような仕組みをとっておられます。ですから、そういったことを含めて、町でも情報発信できる分については必要最低限はやってるつもりです。ですから、不安があられる方は担当のほうに聞いていただくように議員さん方からも話をしていただきたいと思えます。

以上です。

○1番（山口一生君）

もちろん私は、情報発信をいろんな媒体を使ってされてるとするのは承知をしています。でも、実際にあるお母さんから聞いたのは、太良町、もしかして感染者が発生して誰か死ぬまで何もしないんじゃないかと思ってるということも言われました。私は、もちろんそういうことはないですよと、きちんと医療機関でも対策をしてるし、そういった高齢者が集まる場所でも対策をしてるし、いろんな会議もされてるし、そういったところは心配要らないですよというふうに言ってるんですけども、それをその方が本当に安心できるような状態に今できてないというのは事実だと思うんです。なので、例えばケーブルテレビを使って、高齢者の方に語りかけるとかそういうのも今は必要なのかなと思えますので、手段を選ばずに、なるべく情報を分散させずに、1カ所に集めながら発信をされたほうがいいかなと思えます。今後いろんな施策を打っていかないといけないと思うので、その施策を、例えば第二弾、第三弾を打つときに、そがんことをしてくいしゃって知らんやったとか、例えばそういった給与の補填とか、もしかしたらあるかもしれないので、そういったところの周知徹底の助走を、できれば5月7日、5月6日までに情報発信の徹底をしていただけると、今かなり不安を感じてる方も安心できるかなと思えますので、御検討をお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

今、先ほども言いましたように、うちのほうも職員も担当課、一生懸命になってコロナの対策の検討会をやっております。国からの政策支援についてもいろいろ情報を集めながら、

しかしまだ具体的に来ない部分もあるわけです。ですから、うちのほうを早く言ってしまえば、違うじゃないかと、今度の国のほうでも、最初は30万円と言ったのを今ごろになって1人10万円という話が出てきました。その後、それも住民基本台帳が市町村にありますので、それをもとにしてやりますと。全部実は我々市町村においてくるんです、そういった所得制限とか何かがかかれば調査しなくてはなりません。ですから、平常業務に追われながらそういったところも実はやっております。

そういった今言われるような情報発信も職員はほとんどはしてると思います。だから、不安な部分があつて町に聞きたければ、町に言ってもらえば対応いたします。また、議員さん方も、死なんぎにやせんとかいとかという話があつたときは、そがんじゃないかと今言われましたから安心しておりますけども、町で死ぬ前に発生がないようにというようなことで今対策を講じてるわけです。ですから、きょうも役場のカウンターにもアクリル板を地元材でつくってくれろと言いながら、材は木の部分は多良岳材というようなことでやっております。それも実は町民からも先日来たら不安やつたというような話も聞きましたので、もう既に発注しとったわけです。それで、私はそのお願いした業者さんに土日返上でやってくれと、そしてきょう、20日までには間に合わせてくれというようなこともやって、やっとけさほど納入をしていただいたわけです。

そういったことで、我々も町の職員がかかれば、これは大変なことになるわけですから、町の職員にもよそに行くときはいろいろ行き先を言うて、特に福岡あたりの特別警戒区域に指定になつてるようなところには行かないようにというようなこともし、それでまた家族等にも福岡から来ると、今の時期に、もう来ちゃくんしゃんなど。ほんに気の毒ばつてん来ちゃくんしゃになて今は、というようなことを言うてくいろさ。そこまで厳しいことを実は言ってるわけです。子供にしろ、孫にしろ、来ちゃくるんなと今は。そういったことで封じ込めをしていかないといけないというようなことで一生懸命やっております。ですから、我々町も一生懸命やっておりますから、議員さん方もそういったことがあつたら、いろいろ何かかんかじゃなくて聞きに来て、こういったことを言われようばつてんどぎゃんでしようかということ聞いて、町民さんに安心してもらうような協力をいただければと思っております。

以上です。

○10番（川下武則君）

コロナウイルスのあれで町長もいろいろ頭を痛めてると思うんですけど、実は漁業者に関しても一緒なんですけど、とつた魚が売れない、いろんなことがあるといいますか、町長も耳に挟んでると思うんですけど、コハダなんかは東京のほうに売って何ぼというのがなかなか売れないといいますか。どこでも自粛だからそれは仕方がないんですけど、それも含めて、今担当課長が言うたごと、5月7日以降にってことなんですけど、それで本当に濟めばいいんですけど、それが濟まないといいますか今の現状で毎日毎日ふえてる状態で、非常にそこ

ら辺が厳しいなって私自身は考えています。そのときに、今回の旅館とか飲食店というのももちろん含めてなんですけど、町として具体的にどこまで支援ができるかというのをいま一つみんな考えてやらにゃいかんと思うんですけど、そこら辺は副町長はどういうふうに考えていますかね。町長ばっかりじゃなくて副町長が考えてくれんとうまくないかなと思うんですけど、いかがですか。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

経済対策につきましては非常に難しいんです。この小さな団体で今からどれだけ続くかわからないこの状況について、経済的に困窮していくということについて、果たして今どこまでできるのかというのは本当に見えないです。全く見えません。町長が今回こういう経済対策を発動されてますけれども、これは一番最初の部分であって、それ以後どういうふうになっていくかというのが非常に問題なのですけれども、国がどういう手を打つか、県がどういう手を打つか、うちとしてはどれぐらいの規模ができるのか、今のうちの予算規模を全部使ってしまうというわけにはいかないもんですから、それはもうおのずとその範囲が決まってくると思うんですけども、ただ有効に財政措置を打てるのはどういう部分なのかというのを今から検討をずっとしてかんといかんということで考えております。だから、いろんな方が困ってらっしゃると思うんですけども、それを全部救うのが果たしてできるのかどうかというのは本当に非常に難しいんです。だから、国、県、市町村、そこが総合的に救っていかなければならないと思っておりますので、うちの場合についても、どこの部分ができるかというのを今後頭を使って答えを出していかなければならないというふうに考えています。ただ、今のところこれが最善ですというのは全くわかりません。今後どういうふうにしていくかというのを全体的に見ながら考えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

町長に言います。

素直にお尋ねしたいんですけど、と言うのはこのキャンペーン第一弾、ただこの緊急事態で5月6日まではキャンペーンができないということであって、一番困られてる、一番稼ぎどきの連休時期に旅館さんは、先ほどの説明ではなかったですけど、休業するような状態になって大変な負担が生じると思っております。だから、そこで、9軒の旅館さんに現金支給等を第二弾として打つ考えはありますか。まず、そこをお尋ねします。

○町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

実は3月27日と4月16日、旅館組合から、それと飲食店組合が4月15日、現金をくれと、今は現金が一番欲しいと、こういういろいろなキャンペーンよりという話やったわけです。

しかし、それは我々も現金を配るのが一番簡単じゃあるわけです、いろいろなことを考えんでも給付できるわけですから。しかし、そこが、先ほど副町長も言いましたけれど、どこら辺までじゃあやって幾らぐらいの金額でというそういうふうになりますので、やりたいのは第二弾で何かできないかなど、要望を受けてですよ、考えております。しかし、今すぐあれじゃないですけども、そこら辺は検討していきたいと思います。どこら辺までのあれで幾らぐらいでとか、影響もいろいろ出てきますので、相対的なことを考えて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○8番（江口孝二君）

町長、これはふるさと納税の基金を充てますということやったですよ。

財政課長にお尋ねします。

この基金の使い道は、6項目の中に町長お任せコースというのがあります。この町長お任せコースというとは、町長が決断すれば、先ほどの話、現金支給の話も使えるものか。というのが、今年度11億円予定されて、その中で経費とあれを引けば3億5,000万円ぐらいは残ると思ってるんです、私の計算上。それで、大体総額が今40億円ぐらいです、平成27年度から。そのうちの3割で12億円ぐらいになって、町長お任せコースというものが、その案分をしていくと、件数としては5万9,000件あって、2億2,000万円ぐらいは6つの中に当てはめられるんです。だから、それを町長の一存でこういうふうにして使うという決断をされれば、それに対してはあなたは金庫番ですから、なかなかはいとは言えないかもしれませんが、そこら辺はどう思われてますか。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

今回の補正では町長からふるさと納税を使いたいといったことで、その項目といたしましては産業の振興という項目もございます。今回はこの疲弊している状況の中ですので、この産業の振興という項目の中から充当を計画しているところでございます。

今回の平成31年度の先ほど御案内のありました各項目別の寄附金の状況でございますけども、その他の……（「待つて。そういうことじゃなくて、使われるか、使われんかという話をしてください」と呼ぶ者あり）

申しわけありません。十分それは可能でございます。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

そしたら、町長、もう一度お尋ねします。

旅館さんは困っております。光熱費関係とか人件費とか、そこには現金が発生します。だから、その分だけでも補えるようにしてほしいと思います。それで、もし町長がそういう決

断をされたら、そのうち執行部で話し合いになるとは思いますが、ここは副町長、町長がそういう思いを持たれたら、執行部の皆さんはそれに協力をしてもらえる気持ちがあるかお尋ねします。

町長、こっちよ。あんたの提案に賛成するか賛成せんかって聞きよつとやっけん。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

町長がトップでございます。町長が決断されたことにつきましては、我々はその実現に向けて動くというのが役場の職員の立場でございますので、そのとおりに動かなければならないと考えております。

○8番（江口孝二君）

済いません、町長、今はもう皆さんの話もでけたけん、先ほど言うたごと、一時的に困っておられる、倒産とかなんとかになったら困るけんそこら辺を配慮していただいて、おのおの、その額についてはお任せしますが、緊急対策としてぜひ検討していただきたいと思っておりますので、もう答弁は要りません。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○11番（久保繁幸君）

今、江口議員からありがたい御意見を言っていただきましたんですが、私も要望だけなんです、ここ今年度、もう新年度が始まっておりますが、前年対比をずっと調べていただいて、私どもは休んでおりますので、固定資産税の減免といいますかパーセンテージを下げていただくような検討もしていただけないかなということを要望して、答えは要りませんので、その辺をよろしく御検討いただきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○3番（松崎 近君）

今、久保さんからありましたように、固定資産税を延べ払いに、期間を何カ月か延ばすとか、これはある自治体ではもう検討に入ってやっているとところもあるみたいです。

もう一つは、どういうふうなものが必要になるかわかりませんので、例えば枠を3,000万円なら3,000万円、2,000万円なら2,000万円を町長の専決予算といいますかコロナに関するものとして、前回協議会でも同僚とちょっと話してたんですけど、そういうふうな形の決め方をしといて、3カ月間それがもてば、次の議会のときまでにまた枠を決めればいいんであって、こういうふうな臨時議会をその都度開く必要はないわけです。コロナに関するもので、例えば3,000万円の枠と決めてたら、町長は3,000万円の枠である程度専決で、今でも専決でできるでしょうけど、予算内でできると。私が調べた限りでは、専決で町長の財務権限がど

ういうふうになってんのかわかりませんが、全部が専決で町長ができるのかどうかわかりませんが、副町長以下は一応ある程度決まっていますよね、ホームページから確認したんですけれども。だから、町長の枠を例えば3,000万円がいいのか2,000万円がいいのか、本来だったらそういうふうにして、それでその都度3カ月ごとに見直しして行って、枠をもっと広げなきゃいけないものがあればそのときの議会にかければいいんであって、そういうふうなことを一度検討していただければと思います。

それから、もう一点は、ほかの業種で、例えば旅館だけじゃなくて、今海産物の問題が出ましたけど、農産物も今はすぐ夏場は太良でわかりませんが、どれくらいの売上げが減額になってるのか。ほとんどが農協経由だと思うんです。農協経由だと生産者には余りメリットがないんですよね。昔の庄屋と小作人みたいな感じですから、それがずっと今まで続いているわけですから。だから、その辺をこれを機会にコロナという形じゃなくて、農産物を拡販するため、あるいは魚介類、それを拡販するための一つ方策として、町としてある程度考えながら、今回だけはコロナのために少し厚手に支援するとか、そういうふうなことをもう少し考えていただければと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

答弁は要りますか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

○1番（山口一生君）

先ほど江口議員のほうから現金支給というお話がありまして、できたらやったほうがいいなと思うんですが、予算上あと公平性上、かなり話し合いが必要な部分なのかなと思います。私が聞いたところによると、経営が苦しくなってきた融資のお願いをしましたと、でもその融資が受けられないというような方も間々いらっしゃるということなので、そういう方に対して、町のほうから特別に融資をするというケースも今後考えていただいたほうがいいのかなと思います。現金を配るといのはばらまきになってしまうので、それはある程度かなり慎重にやったほうがいいと思うんですけれども、融資に対する支援、例えば銀行から借入れをするときに、今は低金利で借りれることは借りれますけれども、その金利の分を町が利子補給をするとか、それで実質無金利ということで一応手元に現金を置いてもらうというような方策も考えられると思います。ほかはいろんな税金、国民保険とか介護保険とか、あとはそういったところの徴収をしている税金を一旦とめるなり、もう町が負担するなり、そういったところも今後もしかすると必要になるかなと思いますので、経済政策も今後いろいろ大胆に打っていただきたいなと思います。いろいろ基金をためられてると思うんですけれども、100年、200年、300年に1回ぐらいあるかないかのことが今起きてると思いますので、思い切ってやっていただければと思います。利子補給と町からの融資についてのお考えを一度お聞かせいただけないでしょうか。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

今の山口議員の御提案につきましては、本当に検討させていただきたいというふうに思います。現金給付ということも非常に大事なところがありますけれども、それについては限度もございますので、融資をするのに対しまして緩和策を、かなりの強力な緩和策を打たないとだめかなというふうに思っておりますので、前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第32号 令和2年度太良町一般会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました事件は議了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和2年第2回太良町議会（臨時会第1回）を閉会をいたします。

午前10時45分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信

署名議員 田 川 浩